

【休暇制度導入状況】

- 従業員が育児・介護・健康管理等により休務が必要な場合に使用できる「ウェルネス休暇」のうち積立休暇の取得事由に、犯罪被害者が対象になることを明記。

区分	ウェルネス休暇の取得事由
特別 休暇	不妊治療（月1日）、人間ドック・がん検診受診（年1日）、生理（毎潮1日）、ドナー提供（年12日）
積立 休暇	育児休業、不妊治療（月2日以上の場合）、つわり、家族の看護、子のならし保育、家族の介護（7日以上は別途手続き）、健康診断・人間ドック等の再受診、生理、更年期障害による体調不良、 <u>犯罪被害（本人・家族）</u> 、ホルモン治療・性別適合治療等

- 本人又は家族が犯罪被害を受け、心身の不調により勤務が困難な場合、被害を受けた家族を看護する場合、犯罪捜査への協力等、必要な場合に、積立休暇（最長50日上限）を利用可能。

※積立休暇：2年で消失する有休休暇の残日数を積立てる休暇

勤続年数により上限が異なる

（10年未満20日、20年未満30日、20年以上50日）

【その他の取組（従業員研修）】

- 休暇制度導入にあたっての社内研修で、犯罪被害者となった場合に陥る状況（捜査への協力や精神的な負担等が生じること）、被害にあわれた時は抱え込まず相談してほしいこと等を伝達。
- 社内報等を活用し、被害者の置かれる状況等や周囲の関り方の重要性、被害にあった際の相談先（県犯罪被害者総合サポートセンター等）について随時周知を実施予定。